

与那国町における新型コロナウイルス感染予防対策基本ガイドライン

(第 1 版)



2020年6月19日

与那国町

新型コロナウイルス感染予防対策基本ガイドライン

与那国町における本ガイドラインは、本町が高齢者の多い生活環境であることや医療機関の環境、また観光産業の独自性を考慮したうえで、全国の各種団体が制定したガイドラインに基づき作成したものです。

与那国町民及び観光従事者の健康と安全の確保を基本にするとともに、ご来島のお客様には安心して与那国島でのご旅行を楽しんでいただけるよう、各施設が取組むべき予防対策を明示しております。

八重山3市町の宣言により6月1日から観光客受入が再開されました。島外からのお客様を安全にお迎えすべく、本ガイドラインを周知し、各事業所における従業員の感染防止に真摯に取り組んで参ります。

本ガイドラインは、宿泊施設、マリン施設、飲食店・体験施設、運輸業（タクシー・バス等）の部門別に掲載されており、各事業所の実情に合わせた対策を講じることと致します。

2020年6月19日

与那国町役場

【与那国町において基本とする項目】

※お客様や従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 基本的な感染防止予防策

① 従業員における感染予防衛生対策及び健康管理

■日々の体調管理

- ・全従業員を対象に就業前の体温測定及び健康チェックを行う

■手洗い手指消毒の徹底

・就労前、就労中、休憩中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に触れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやり取りで接触があった場合は、手洗いや手指の消毒、うがい意識して行う

■マスク等の着用

- ・就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う

■身体的距離の確保（対従業員・対お客様）

- ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触をできるだけ避けるために、身体的距離をできるだけ2m確保する（最低1m）

確保できない場合は、アクリル板設置等飛沫感染防止の対策を講じる

■休憩所の清掃・消毒の徹底

- ・従業員用の休憩所は特に感染リスクが高い場所であることを留意する

② 施設内における感染予防衛生対策

■定期的な施設内の清掃、消毒の実施

- ・触れる機会が多い箇所(ドアノブ、扉や窓、エレベーター内外のボタン、階段の手すり、化粧室の扉やレバー等)の消毒を定期的の実施、館内の消毒と清掃を強化する

■換気の徹底

- ・空調は常時稼働し、出入口の窓を開ける等定期的な換気を行う

■手指消毒設備の設置

- ・施設内各所に手指消毒設備を設置し、こまめに補充を行う

■飛沫による感染防止対策

- ・身体的距離の確保を基本とする。確保が困難な際は、お客様と対面する場所においては透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する

■接触による感染防止対策

- ・金銭や商品、資料のやり取りはなるべく接触のないようにする

③ お客様へご協力依頼する感染予防衛生対策

■マスク着用をお願い

■手洗い、手指消毒をお願い

■身体的距離はできるだけ2mを意識する（最低1m）

■密閉・密集・密接の回避を意識した行動をお願い

■キャッシュレス決済の推奨

3. 感染疑いのあるお客様への対応

■万一、発熱や呼吸困難、倦怠感等、感染の疑われるお客様がいらっしゃる場合、各施設指定の待機場所で待機、マスク着用をお願いし、外に出ないよう依頼する(ご同行者様も同様)

■事前に他のお客様と区分して待機できる場所を決めておく

■対応するスタッフを限定、マスクや手袋等を着用し感染予防に細心の注意を払う

■当日のお客様名簿等を確認し、保健所への提出に備える

■他のお客様への情報提供は、保健所の指示に従う

【感染疑いに関する相談・報告窓口】

- ・与那国町役場長寿福祉課 0980-87-3575
- ・八重山保健所 0980-82-4891

お客様への協力依頼確認書式

新型コロナウイルス感染症予防のためのご協力依頼

1. 新型コロナウイルス感染症予防について

下記に該当することをご確認の上、□に「✓」チェックをお願いします。

- ① 現在、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者ではありません。
- ② 現在、発熱、及び咳など呼吸器症状はありません。
- ③ 同居家族に発熱、及び咳など呼吸器症状はありません。
- ④ 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者との接触はありません。

2. 保健所への情報提供の同意について□に「✓」チェックをお願いします。

- ⑤ 万が一、当店スタッフや同時滞在のお客様に新型コロナウイルス感染が発生した場合は、感染した者の接触者について八重山保健所に情報提供します。
お客様の下記情報についても、保健所に情報提供することがあります。

すぐにご連絡が取れるご連絡先↓

Eメールまたは

携帯TEL； _____

居住市町村↓

または郵便番号； _____

3. 当店ご利用最終日の後3日後に、当店より体調確認の連絡を差し上げること、また、2週間以内にお客様自身の感染が判明した場合のご連絡について□に「✓」チェックをお願いします。

- ⑥ 当店ご利用最終日の3日以内に発熱や咳などの症状が出た場合、または2週間以内に新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は速やかに当店までお知らせ下さい。（3日後に当方より健康状態確認のご連絡をいたします）

上記⑤・⑥について同意します。

氏名 _____ 日付 _____

※未成年の場合は下記の保護者氏名もお願いします。

氏名 _____ 日付 _____

宿泊施設における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟作成の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」に基づいて作成します。

与那国町内施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 基本的な感染防止予防策

① 従業員における感染予防衛生対策

■実務責任者の配置

- ・各宿泊事業所に新型コロナウイルス感染防止対策に関する実務責任者を配置し、全従業員に感染防止対策の必要性を認識させ実施する。
- ・お客様、従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う。

■日々の体調チェック

- ・全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行い、体調のすぐれない場合は自宅待機とする。
- ・業務中に、発熱、咳等のかぜ症状や味覚嗅覚異常、けん怠感等の新型コロナウイルス感染が疑われる症状が出た従業員は、直ちに業務から外し、自宅に戻り、必要に応じて保健所に相談する。

■消毒の励行

- ・就労前、就労中、休憩中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に触れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやり取りで接触があった場合は必要に応じて手洗いや手指の消毒、うがいを意識して行う。
- ・従業員が共有する備品や機器は使用前後、常に消毒をする。
- ・手袋の効果的な利用も検討する。但し、消毒や廃棄は適切に行う。

■マスクの着用

- ・就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う。
- ・接触時間が長くなる部署や短時間でも接触頻度が高くなる部署においては、フェイスシールドの導入も検討する。

■バックヤードでの注意点

- ・バックヤードにおいても身体的距離を確保するため、一度に休憩する人数を制限し対面での会話をしないようにする。
 - ・従業員同士の距離を保てるよう、デスク等の配置を再検討する。
 - ・共有する備品(椅子・テーブル等)は、定期的に消毒する。
- 予約端末、パソコン等のキーボード、会計端末等は念入りに消毒を行う。
- ・特に化粧室の清掃に留意するとともに、使用前、使用後には各々で消毒を行う。

② 施設・敷地内における感染予防衛生対策

■駐車場

- ・お客様の乗用車（レンタカーを含む）を従業員が駐車場に移動することは控え、お客様自身で駐車していただく。やむを得ず従業員が移動する場合は、乗車の前後にドアやハンドル、シフトレバー等の接触部位を消毒する。

■送迎サービス

- ・送迎バス・バンを運行する場合は、乗車前後の車内消毒（特に手すり、席のひじ掛け等）を徹底する。
- ・同じグループの人以外と同乗するときは、前後左右の座席間隔を空ける。（それを踏まえて、1車両あたりの乗車人員を制限する）

■案内表示の掲示

- ・お客様の導線、目線を意識した的確な場所で適切な表示案内をする。

■消毒液の設置

- ・ホテル玄関、ロビー、レストラン、売店、化粧室や各フロアのエレベーターホール等に消毒液を設置し、こまめに補充する。

■消毒・清掃の強化

- ・お客様の触れる機会が多い箇所(ドアノブ、扉や窓、エレベーター内外のボタン、階段の手すり、化粧室の扉やレバー、ルームキー・キーカード、フロントの筆記具、館内の自動販売機のボタン等)の消毒を定期的実施、館内の消毒と清掃を強化する。

■共用備品や物品における工夫

- ・お客様が共用なさる物品や手が頻繁に触れる箇所が最低限になるように工夫する。
 - ・手や口が触れるようなもの(グラス・食器・箸等)は食器用洗剤で洗浄する。
- また、使い捨てのものに変更するなど特段の対応も検討する。

■身体的距離の確保

- ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触をできるだけ避けるために、身体的距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテン、フェイスシールド等で飛沫感染を防止する。
 - ・エレベーターの乗車人員を定員数に応じて制限する(例；11名定員⇒4名に制限)。
- もしくはグループごとの同乗に限定する。

■接客時の感染防止の工夫

- ・チェックインやチェックアウト、観光のご案内等の各種手続きは、なるべく時間を短縮しお客様と従業員が接触する時間を短縮できるように工夫する。

■お食事のご提供方法の工夫

- ・ドリンクサーバーやピッチャーの飲み物は、スタッフが注いで提供するなど、複数のお客様が触れる機会を極力避ける。
- ・身体的距離を保った座席レイアウトの工夫もしくは仕切りを設ける。
- ・向かい合わせの座席配置はできるだけ避け、横並びまたは斜めの位置（90度）で座るよう配置する。
- ・入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意する。
- ・メニューブックや配膳用トレイ等の備品の消毒頻度を強化する。もしくは、メニューブックを廃止した場合のご提供方法を工夫することも検討する
- ・テーブルセッティングは、食事をされるお客様が使われる分の食器のみを提供し、予備をテーブルに置かない。調味料容器等をテーブルに置いて共用しない。
- ・お酌や同じグラスでの回し飲みは控えていただく。
- ・食事が済んだテーブルは、次のお客様を入れる前に消毒剤でのふき取り清掃を行う。
- ・料理やドリンクの提供、下膳、ゴミを処分する際には、特に手洗いや手指の消毒を徹底して行う。
- ・下膳作業をしたスタッフは、手を洗い直してから食事を提供する。

■清掃

- ・トイレや浴室は、感染リスクが比較的高いと考えられているため特に留意する。
- ・清掃中は常に換気をし、お客様が触れることの多い箇所や備品類は消毒を強化する。
- ・従業員とお客様の接触頻度を少なくするため、客室の清掃は毎日行わず、お客様からのリクエストがあった場合、あるいは長期滞在の場合は、数日に1度に抑える。
- ・交換のタオル等は、部屋の前に届けるなどして、お客様との接触を減らす。
- ・使用後のリネン類は回収後人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒を行う。
- ・ゴミはビニール袋で密閉し処理する。分別の際には細心の注意を払う。

③ お客様へご協力依頼する感染予防衛生対策

■ご入館時や外出等、客室内以外ではマスクをご着用くださいますよう、お願い致します

■こまめな手洗い、手指の消毒にご協力をお願い致します。施設入口やレストラン入口等、館内各所に消毒剤を設置しております

■お客様のご滞在日数にかかわらず、毎日の検温や健康チェックを行っております。ご協力くださいますよう、お願い致します。また、体調のすぐれないお客様は速やかにスタッフにご申告賜りますよう、お願い致します

■ご滞在の間は、密閉・密集・密接を回避した行動にご協力くださいますよう、お願い致します

■チェックアウトから3日後に宿泊事業所から「全てのお客様へ体調のご確認」をさせていただいております。確認用のご連絡先のご提示及び3日間の検温と体調確認へのご協力を宜しくお願い致します

マリン業界における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは八重山ダイビング協会が制定したガイドラインに基づいて作成します。

与那国町内施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 基本的な感染防止予防策

① お客様にお願いする感染予防対策

基本予防

- ・開放的な気分から基本的な予防（咳エチケット・ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒等）を怠らないよう促す。
- ・与那国島滞在中は、できるだけ人が集まる場所へは行かないように促す。
- ・朝食時等、一時に人が集まる場所へ行く場合はできるだけ時間をずらすよう促す。
（可能であれば、自分の部屋に持ち帰って食べることも可）
- ・外出時はマスク着用を促す。

お客様⇄ スタッフ及び他のお客様の感染防止

- ・発熱、咳、体調不良の症状がある方はキャンセルして頂く。
（毎朝チェックして頂き、該当の場合はお迎え、または集合までに連絡頂く）
- ・送迎車内はマスクを着用して頂く。
- ・少しでも感染リスクを減したいお客様はレンタカーでお越しになることをお勧めする。
- ・ショップ屋内、密閉された船内に複数人が入る場合はマスクを着用して頂く。
- ・原則、飲み物はご自身で持参して頂く。
- ・自身の飲み物は自身で入れる
- ・親切心からの行為を控えるよう気を付けて頂く（他人に飲み物を入れてあげたり等）
- ・トイレを流す際は蓋を閉めてから流していただく。
- ・リネン類は持参して頂く（バスタオル等）
- ・共有物にふれる機会を減らす（ペンの持参等）

- ・他人の器材、荷物には触れないようにする。（特にマスク・レギ・タオル）
- ・できるだけアルコール消毒液は持参して頂く。

お客様⇒ スタッフの感染防止

- ・着用したマスク、レギュレーターは使用した本人に指定のカゴや桶に入れて頂くか、スタッフが触れる前に消毒する。
- ・握手やハグ等の接触機会を減らすよう心がけ、お客様にも理解を求める。

② 店内、船上、船内の感染予防対策

- ・よく触れる場所は定期的に消毒を行う（ドアノブ・トイレ内・手すり等）
- ・毎朝、及び適時お客様の体調を観察する。
- ・お手洗いのタオルを使い捨てのペーパータオルに変更する。
- ・飲み物のコップは使い捨てのものを使用する。（または自身の物が判別できるようにする）またコップは重ねて置かない）
- ・タオル等リネン類の共有、貸し出しは行わない。
- ・送迎車内、スタッフは、お客様共にマスクを着用し可能なら少し窓を開けて走行する。
エアコンはリフレッシュに設定する
- ・船内においても、ドアの取っ手等、人が触れるものについてはこまめに消毒を行う。
- ・ログタイムは人数によって時間を短縮するか密閉された場所では行わないようにする。
- ・お客様との食事は行わないようにする。
- ・レンタル器材の消毒を徹底し、消毒後は完全に乾かす。
※直接肌に接するマスク・マウスピース等は持参、又は購入を推奨する。
- ・他人の器材同士が触れないよう置き場に配慮する（特にマウスピース・マスク）
- ・石鹸での手指洗いや消毒ができるようにしておく。
- ・手が濡れている状態ではアルコール消毒の効果は激減する。乾かしてから行うか、濡れた手の場合は、手指の洗浄、ウイルス除菌に有効な物で消毒する。
- ・毎日のお客様とスタッフの健康チェックリストを作成する。（氏名・体調・体温）

- ・各お店の利用後3日後に各店よりお客様全員に連絡を行い体調の確認をする。

①連絡→体調不良ではない→完了

→2週間以内に感染が判明した場合は連絡を頂くよう伝える

②連絡→体調不良（発熱・咳・倦怠感等）を確認

（スタッフ・同時滞在のお客様が濃厚接触者になる恐れ有り）

→ご連絡頂いたお客様に対して最寄りの保健所に連絡済みか確認

→長寿福祉課、または保健所に相談

→必要に応じて対象者リストを保健所に提出

→1週間後再度連絡を行い、感染の有無を確認→感染確認の場合は再度保健所に連絡

3. 自身やスタッフが感染した、濃厚接触者になった場合、又はその恐れがある場合の対処

■濃厚接触者とは

「濃厚接触者」とは、「患者」が発病した2日前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者。
- ・適切な感染防護無しに感染が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ・感染が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートルで）で、15分以上必要な感染予防策なしで、「患者」と接触があった者。お客様がお店滞在後3日以内に発症した場合はダイビングで同席したスタッフ・お客様は濃厚接触者となる可能性があるが、濃厚接触者か否かの判定は保健所が行う。その為、自身が濃厚接触者になった恐れがある場合は速やかに相談窓口か保健所に連絡を行う。

■濃厚接触者になる可能性がある場合の本人の対応

- ・咳エチケットと手洗いを徹底するようにし、常に健康状態に注意を払う。
- ・同居している者には、サージカルマスクの着用および手指衛生を遵守するように伝える。
- ・廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りに行う。
- ・家族や周囲の者（同僚等）に対して、外出制限は不要である。
速やかに→ 長寿福祉課、または八重山保健所に電話で相談する。

■お客様より、そのお店での最終日から2日以内に症状を発症したとの連絡があった場合

(スタッフ・同時滞在のお客様が濃厚接触者になるものと考えた行動が望ましい)

- ・スタッフ→長寿福祉課、または八重山保健所に電話で相談する
- ・お店→ スタッフを長寿福祉課に連絡させる
濃厚接触者になる可能性がある者（お客様含）にその旨連絡し、長寿福祉課に連絡させる。お客様が帰宅または与那国町外の県内に移動している場合は、与那国町企画財政課へ連絡をする。
濃厚接触者になる可能性がある者のリストを保健所に提出（お客様含）

■濃厚接触者に認定された場合

- ・「濃厚接触者になる可能性がある場合の対応」を取りつつ、保健所等行政の指示に従う。

■スタッフに感染、発症が疑われる場合

- ・症状頭痛、喉の痛み、下痢、鼻詰まり、発熱、味覚嗅覚障害、食欲不振、倦怠感、悪寒、呼吸困難、など多岐に渡ります。
自身、及びスタッフや家族が感染の疑い、または濃厚接触者になる可能性がある場合は長寿福祉課、又は八重山保健所に相談して下さい。

飲食店・体験施設における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは全国の各種団体が制定したガイドラインに基づいて作成します。

与那国町内施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。特に、飲食店では食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させる。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

基本的な感染防止予防

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の検温、手指消毒の徹底、マスクの着用
- 施設入口及び施設内の手指消毒設備の設置
- 身体的距離の確保(接触・飛沫感染の防止)
- 換気の徹底
- お客様に対するマスク着用・手指消毒のお願いの周知

2. 身体的距離の確保

店内外において対人距離を確保するため、店舗の規模等に応じて、以下のような取組を行う。

- 対人距離の確保については「できるだけ2 m（最低1 m）空ける」とされたことも踏まえつつ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進する。
- 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- とりわけ、レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

3. 清掃・消毒

清掃・消毒に関しては、従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等により顧客の手指の消毒も励行する。

また、店舗については、通常の清掃に加え、店内の消毒等に関し、以下のような取組を行う。

- 買物カゴ、扉の取っ手、商品陳列ケースの扉など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は、定期的に消毒を実施する。
- トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、共通のタオルの使用は行わない。
- ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

- 休憩スペースのテーブル・イス・展示物など不特定多数が共用する物品や顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。

4.接触感染・飛沫感染の防止

従業員と顧客の接触機会を減らし、飛沫感染を防止するため、以下のような取組を行う。

- 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組を行う。（透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等が従業員や顧客に触れないように注意する。）
- レジにおいてコイントレーでの現金受渡を励行する。
- キャッシュレス決済の利用を促進する。
- 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。
- 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防の措置を行う。

5.換気の徹底

店内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、以下のような取組を行う。

- 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的に開放すること等により、室内の換気に努める。推奨される換気の方法としては、機械換気（空気調和設備、機械換気設備）による方法、窓の開放による方法などが推奨する措置として挙げられている。
- 喫煙室の利用を禁止する。

6.店舗内施設の利用等

店舗内施設の利用等について、「三つの密」を避けるための以下のような取組を行う。

- 体験(乗馬、民具作り、陶芸)室においては、お客様のマスクの着用をお願いし、事前に手洗い、手指の消毒をしていただく。テーブルの配置や間隔の確保に留意するとともに、お客様の席を最低1メートル離し着席していただく。必要に応じて人数を制限し密集状態をつくらないようにする。また近距離で対面して長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限する。
- 従業員は、マスクを着用し身体的な距離の確保に留意してお客様に接する。

7.店舗入店時の顧客に対する依頼

顧客の店舗への入店に際しては、感染拡大のリスクをできる限り下げる観点から、掲示の実施などにより、顧客に対し以下のような事項を依頼する。

- 顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼する。
- 顧客の入店時のマスクの着用や手指の消毒などの実施を依頼する。

運輸業における新型コロナウイルス感染予防対応ガイドライン

本ガイドラインは全国ハイヤー・タクシー連合会・公益財団法人日本バス協会・公益社団法人全日本トラック協会・一般社団法人日本旅客船協会の「タクシー・バス・船舶における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」に基づいて作成します。

与那国町内施設においては、本ガイドラインを基本とし、各事業所の実情に合わせた対策を講じることとします。

尚、当ガイドラインは、最低限守るべき地域統一の事項とし、状況により解除される項目もあります。

1. 従業員における感染予防衛生対策

■実務責任者の配置

- ・各事業所に新型コロナウイルス感染防止対策に関する実務責任者を配置し、全従業員に感染防止対策の必要性を認識させ実施する。
- ・お客様、従業員の中に無症状感染者がいる可能性をふまえた感染防止策を行う

■日々の体調チェック

- ・全従業員を対象に就業前の検温及び健康チェックを行い、体調のすぐれない場合は自宅待機とする。

■消毒の励行

- ・就労前、就労中、休憩中にかかわらず、化粧室使用、清掃、喫煙、飲食、自身の顔に触れる等の行為、また他従業員やお客様との物品のやり取りで接触があった場合は必要に応じて手洗いや手指の消毒、うがい意識して行う。
- ・従業員が共有する備品や機器は使用前後、常に消毒をする。

■マスクの着用

- ・就業中はマスクを着用する。就業時間外においても人と接触する場所ではマスクの着用を意識して行う。

■就業中のチェック

- ・従業員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

2. 施設・車内・船内における感染予防衛生対策

■案内表示の掲示

- ・お客様の導線、目線を意識した的確な場所で適切な表示案内をする
(例：乗車・乗船前の窓→マスク着用のご案内→手指消毒のご案内等)

■消毒液の設置

【タクシー・バス】

- ・車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に消毒をお願いする。

【船舶】

- ・乗客に対する乗船前の非接触体温計等による検温を可能な限り実施するとともに、発熱等の症状がある者は乗船を許可しないなどの措置を講じる。

■消毒・清掃の強化

- ・お客様の触れる機会が多い箇所(ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等)の消毒を定期的実施、館内の消毒と清掃を強化する
- ・エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、乗客が安心して利用することができるように配慮する。

■共用備品や物品における工夫

- ・お客様が共用なさる物品や手が頻繁に触れる箇所が最低限になるように工夫する。
 - ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
 - ・事業用自動車内の座席やつり革、手すり、アクリル板・防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。
- また、座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。
- ※設備や器具の消毒は、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

■（施設内）身体的距離の確保

- ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触をできるだけ避けるために、身体的距離を確保(できるだけ2mを目安に)する。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する

■（乗車・乗船）時の感染防止の工夫

【タクシー】

- ・飛沫感染防止のため、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

【バス】

- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1mあける等の対策を検討する）

【船舶】

- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。

■トイレ

【船舶】

- ・便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。
- ・清掃中は常に換気をし、お客様が触れることの多い箇所や備品類は消毒を強化する
- ・使用後のリネン類は回収後人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒を行う
- ・ゴミはビニール袋で密閉し処理する。分別の際には細心の注意を払う

■その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

3. 車両・設備・器具における感染予防衛生対策

- ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす・券売機などの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- 事業用自動車内の運転席、運転装置やスイッチ類、客席、手すり、つり革、防護スクリーンや運賃箱など、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。また、座席に掛ける布については、従来通り定期的に洗濯する。設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- 運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

4. 運転者に対する点呼における感染予防衛生対策

- 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- 疲労・疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させ、体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握すると共に、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。アルコール検知器は、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシを参考にすること（別紙添付）。

5. 運行中における感染予防衛生対策

- 乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
- エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- 乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。
- 利用状況を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努める。
- 運賃・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒を行う。

- 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

6. お客様へご協力依頼する感染予防衛生対策

- 発熱、咳、体調不良の症状がある方はキャンセルして頂く。
(毎朝チェックして頂き、該当の場合はお迎え、または集合までに連絡頂く)
- 乗車や乗船に際しては、利用者のマスク着用について理解と協力を求める。
- 定員上、利用者に対して可能な限りスペースを開けていただくよう理解と協力を求める。
- 八重山諸島にご滞在の間は、密閉・密集・密接を回避した行動にご協力くださいますよう、お願い致します(石垣市協定掲載項目)
- 感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行うことにより、感染拡大防止について協力を求める。
- ご清算の際には、可能なかぎりキャッシュレス決済のご協力をお願い申し上げます。

7. 従業員の感染が確認された場合

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

観光客の皆様へ

宿泊先の感染対策にご協力ください！



新型コロナウイルス感染症に関する沖縄県の非常事態宣言解除を受け、石垣市・竹富町・与那国町は連携して宿泊施設での感染防止対策を整えた上で、6月1日から段階的に観光客を受け入れる方針で足並みを揃えましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和2年6月1日
与那国町長

観光客受け入れ再開に向けた基本的な考え方

①感染拡大地域からの宿泊者の受け入れ自粛

国外や国が特定警戒都道府県と位置付けている地域など、現状感染が拡大している地域からの宿泊客は原則として受け入れない。

②長期滞在者の受け入れ推奨

新型コロナウイルス感染症が、感染から平均5～6日で発症すること、発症の2日前からウイルスを排出することなどを踏まえ、原則として1週間以上の滞在者の受け入れを推奨する。

但し、1週間未満の滞在者の受け入れを拒否するものではありません。

③滞在中の感染防止対策の徹底

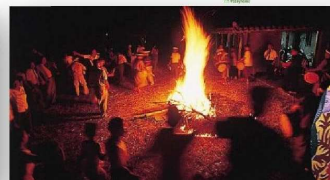
宿泊者には滞在日数にかかわらず、検温や健康チェック、外出時のマスク着用や三密の回避、手洗い、手指消毒などの感染予防策の徹底を促す。

④宿泊後の健康確認作業

宿泊者に対し、チェックアウト後3日間の検温・健康チェックを依頼する。チェックアウトから3日後に、宿泊事業者は宿泊者に対し発熱や体調不良など新型コロナウイルス感染の疑いの有無を直接電話で確認する。

⑤施設内での感染防止対策の徹底

従業員の検温や健康チェック、マスクの着用や三密の回避、手洗い、手指消毒などの感染予防策の徹底をはじめ、施設内での感染予防策を講じる。



与那国町役場 ・ 与那国町観光協会

☎ : 0980-87-3577

0980-87-2402

与那国町役場 企画財政課

TEL: 0980-87-3577